

「小美玉市」

新市建設計画

変更計画

平成26年12月

小美玉市

目次

第1部	序論.....	1
第1章	合併の必要性と効果.....	1
第2章	計画策定の方針.....	3
第2部	新市の概況.....	4
第1章	位置と地勢.....	4
第2章	人口の見通し.....	10
第3章	新市を取り巻く状況.....	11
第4章	既存計画の整理.....	16
第3部	新市建設の基本構想.....	18
第1章	新市の将来像.....	18
第2章	新市建設の基本方針.....	20
第3章	新市の土地利用構想.....	22
第4部	基本構想を実現するための分野別施策.....	25
第1章	施策体系.....	25
第2章	分野別施策.....	26
第5部	公共施設の整備統合.....	39
第6部	財政計画.....	40

第1部 序論

第1章 合併の必要性和効果

1. 合併の必要性

(1) 日常生活圏の拡大

小川町・美野里町・玉里村はそれぞれ昭和の大合併により誕生しました。地理的に連担し、一部事務組合等の行政的なつながりや歴史的・文化的にも共通性を有しています。

また、今日では、道路網の整備や車社会の進展、産業構造の変化、情報通信手段の発達などにより、住民の日常生活行動は、行政区域内にとどまらずより広範囲に拡大しています。

今後のまちづくりにおいては、これらに対応した行政サービスが求められます。

(2) 広域プロジェクトへの対応

本地域では、茨城空港の開港に伴い、そのアクセスとなる関連道路が整備され、それらが常磐自動車道、北関東自動車道、東関東自動車道水戸線ともつながることにより、交通アクセスの向上を活かした地域振興が期待されます。

今後のまちづくりにおいては、これらの効果を有効に活用し、周辺地域とも一体となった広域的な取り組みが必要となります。

(3) 地方分権への対応

少子高齢化や情報化の進展、男女共同参画など社会情勢の変化に伴い、行政需要も多種多様となっています。さらに、介護保険制度や環境対策など、より広域的な対応も課題となっています。

今後のまちづくりにおいては、行政の企画立案能力・総合調整能力の向上、専門職員確保や養成など、地方分権への対応を進めていく必要があります。

(4) 財政基盤の強化

本格的な高齢社会が到来し、医療福祉など社会保障にかかる財政的負担がさらに拡大するものと考えられます。

今後は、行政全体としての経営感覚やコスト意識の高揚、効率的で効果的なサービス体制の構築を図るとともに、町村ごとに整備していた類似施設の重複投資の回避など、行財政基盤を強化することが必要となります。

2. 合併の効果

(1) 広域的なまちづくりの実現

合併により、広域的視点に立った道路や公共施設の整備、地域の特性を活かした土地利用などを、より効果的に実施することができます。特に、当地域では茨城空港を核とした広域プロジェクトが計画されていることから、それらに対応したまちづくりを実施する必要があります。

また、観光振興など各種産業振興や防災計画及び環境問題のように広域的な調整、取り組み等を必要とする施策を有効に展開できます。

(2) 地域のイメージアップ

合併に伴う市制施行により、地域の存在感が増大し地域全体のイメージアップが進むことで、企業等の進出による雇用の増大、あるいは若者の定着などが期待されます。

(3) 行政サービスの向上

合併により、行政課題に対応する専門職員の確保や、高度な組織・体制づくりが可能となり、より質の高い行政サービスの提供が期待できます。

また、福祉事務所が設置されることで、地域の実情にあった福祉行政が展開できます。

(4) 行財政の合理化・効率化

合併により、人件費や事務的経費等の経常的経費が削減できるほか、新たな公共施設を整備する際の重複投資を回避できるなど、行財政面の合理化・効率化が期待されます。

第2章 計画策定の方針

1. 計画の趣旨

本計画は、小川町・美野里町・玉里村の合併による新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、将来のビジョンを明らかにするとともに、新市の速やかな一体性の確立、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

2. 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを推進するための「基本構想」、基本構想を実現するための「分野別施策」、「公共施設の整備統合」及び「財政計画」とします。

3. 計画の期間

本計画は、平成17年度から平成37年度までの21年の期間について定めます。
なお、財政状況との整合を図るため、社会情勢の変化や財政状況等に著しい変化があった場合は、見直しに向けた検討を行うものとします。

第2部 新市の概況

第1章 位置と地勢

1. 位置と地勢

新市は、東京都心から北東へ約 80km、茨城県のほぼ中央部に位置し、北へ 20km の距離に県都水戸市、南西へ 20km の距離に筑波研究学園都市があります。

地表は概ね関東ローム層に覆われ、起伏も少なくほぼ平坦な地形となっています。また、南部は霞ヶ浦に接しています。

面積は 145.03 k m² で、新市の西部を J R 常磐線、国道 6 号、常磐自動車道が貫き、南部には国道 355 号が通り、東部には航空自衛隊百里基地と共用の茨城空港があります。

茨城空港の開港やその関連道路の整備等により、開発ポテンシャルの向上が期待されます。

新市の位置



新市の交通網



凡例

	(実線)	供用区間
	(破線)	未供用区間 (都市計画決定済)

2. 3 町村の概況

(1) 小川町（東茨城郡）



小川町は、昭和 29 年に旧小川町・白河村・橘村の 1 町 2 村が合併して誕生しました。町名「小川」は、鎌倉時代、常陸国南部の総地頭下河辺政義の長子、政平が地頭となり、小河二郎と称して小河（小川）に築城したことに始まるといわれています。

江戸時代には水運の河岸のまちとして栄え、水戸藩の運送庁が置かれ、水戸藩御用河岸となったころは大変なにぎわいを見せました。その後水運は明治から大正の初期まで栄え、陸上交通が発展するまで栄華を極めました。昭和に入ってから、昭和 13 年には筑波海軍航空隊百里原分遣隊が設置され、その跡地へ昭和 41 年に航空自衛隊百里基地が開設されました。

小川町では就業人口の 50%以上が第三次産業に就業しており、このうち約 3 割は「公務」に従事し、航空自衛隊に勤める人が多く含まれています。

農業では県の銘柄産地指定を受けているニラ・イチゴに加え、メロンや花卉類などの付加価値の高い作物への変換を進めているところです。工業では、全国的なシェアを持つ食品加工業（納豆）が立地しています。

小川町では、今後の核となるプロジェクトとして、百里飛行場の民間共用化（現茨城空港）が進められています。これにより、全国の主要都市と結ばれ、様々な波及効果が期待されます。町では、空港周辺の公園や産業団地など、周辺整備の早期実現に努めています。

【やすらぎの里 小川】



【茨城空港】



(2) 美野里町（東茨城郡）



美野里町は、昭和31年、堅倉村と竹原村とが合併してできた町で、「美しい野の里」という町名は、合併時に公募によってつけられました。

巴川・園部川に育まれた肥沃な土地では、本州で作られる農産物はすべて栽培可能であるといわれています。特に、梨、イチゴ、メロン、ニラ、ネギ、ナス、ニンジンが主産品目となっています。

酪農も盛んで、生乳のほかヨーグルトやアイスクリームの加工品も出荷されています。

また、県都水戸市や、常磐自動車道の岩間インターへのアクセスもよく交通条件にも恵まれていることから、企業進出が相次ぎ、宅地整備もあいまって、いまなお人口が伸びています。

これまで、住民と行政が一体となったまちづくりを進めてきました。公共施設の整備も住民の声を取り入れて行ってきており、その一環として、健康福祉と文化のまちづくり、「四季の里整備事業」を進めています。四季の里では、四季健康館につき「四季文化館（みの〜れ）」がオープンし、町内外から多くの芸術家・団体や観客が訪れています。

町では、花づくり運動が盛んで、個人ばかりでなく学校や団体等も、花いっぱいのもちづくりを注いでいます。その象徴的存在として、秋にコスモスが咲き誇る名勝「希望ヶ丘公園」は、町民の憩いの場となっています。

【四季文化館（みの〜れ）】



【希望ヶ丘公園のコスモス】



(3) 玉里村 (新治郡)



玉里村は、昭和 30 年、田余村と玉川村とが合併して誕生しました。

日本で第 2 位の広さを誇る霞ヶ浦を拠点とした漁業、低地での米やレンコン栽培、台地での柿・梨・小松菜栽培などの農業や、北部を中心に立地する工業団地など、面積約 15 k^mの小さな村ながらも、変化に富んだ地形を活かしバランスのとれた産業を営んでいます。

将来的に、国道 6 号バイパス、355 号バイパスが開通するほか、茨城空港と至近な距離にあることから、今後交通や人の流れがさらに活発になることが予想されます。

玉里村の自慢は、第一に風光明媚な霞ヶ浦ですが、「ろくいろくはたはつたてはっそう六井六畑八館八艘」という言葉で表現されるように、古墳や城館跡など数多くの歴史・文化遺産もあげられます。また、全国的に著名なきりえ作家である滝平二郎画伯が生まれ育った村でもあり、その作品の多くは玉里村の情景が題材になっていることから、まさに玉里村は「きりえのふるさと」といえます。

玉里村では、「ハートピアプラン 21」と称する総合振興計画を推進中です。その中の最重点プロジェクトとして、玉里村総合文化センターを中心とした霞ヶ浦を含む周辺地域を、将来のまちづくり交流拠点ゾーンとして整備する構想を掲げています。この整備計画の具体化に当たっては、住民によるワーキンググループが発足し、地域の特性を活かした住民主体のまちづくり実現に向けて、さまざまな分野から検討が進められているところです。

【霞ヶ浦】



【総合文化センター (コスモス)】



3. 地域のつながり

3町村は、東茨城郡（小川町・美野里町）と新治郡（玉里村）に分かれていますが、地理的に連担しており、古くは律令制度のもとで常陸国茨城郡に属し、古代から深いつながりがありました。

町村合併前も、広域市町村圏は同一であり、3町村の消防を小川・美野里・玉里広域消防事務組合で行うなど、行政上のつながりも深いものがあります。

また、通勤・通学などの生活行動圏においても同一であり、3町村相互の交流も多くみられます。

3町村の広域行政等の状況

	玉里村	小川町	美野里町
広域市町村圏	土浦石岡地方広域市町村圏		
ごみ処理	霞台厚生施設組合		茨城美野里環境組合
消防	小川・美野里・玉里広域消防事務組合		
介護保険認定審査会	新治地方広域事務組合 に委託	小川・美野里介護認定審査会	
し尿処理	湖北環境衛生組合		茨城地方広域環境事務組合
火葬場	石岡地方斎場組合		

資料：小川町・美野里町・玉里村資料より

第2章 人口の見通し

1. 人口推計

産業経済の発展や首都圏域の拡大に伴い、新市域の人口は、戦後一貫して伸びてきました。平成22年の国勢調査によると52,279人で、30年前(昭和55年)に比べると17.8%増加しています。しかし、近年は少子化などの影響を受け、増加率は鈍化しています。

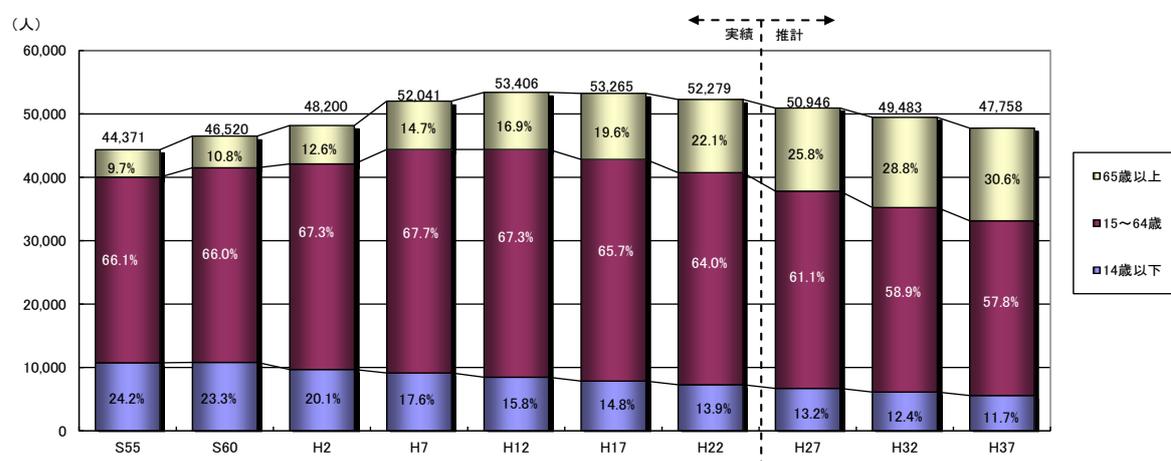
新市の人口見通しをコーホート要因法^{*1}にて推計したところ、平成12年にピークに達し、以降減少に転じるものと推計されます。

2. 人口構造の見通し

新市では今後も少子高齢化が進むと推定されます。すでに、平成12年時点で、年少人口15.8%（14歳以下）と高齢人口16.9%（65歳以上）の割合が逆転しました。今後少子化と高齢化が同時に進み、平成37年には、年少人口が11.7%に低下すると推計されます。これに対して、高齢人口は30.6%に高まると予想されます。

また、高齢化率の大幅な上昇によって、生産年齢人口（15～64歳）も平成12年の67.3%から平成37年には57.8%へと9.5ポイント低下するとみられ、新市の経済や福祉政策等に影響を及ぼすことが予想されます。

新市の人口の推移と推計



資料／平成22年までは総務省「国勢調査」による実績。平成27年以降については国立社会保障人口問題研究所による推計値

^{*1} 「コーホート」とは、ある特定の人口集団（例：20～24歳の男性）を意味し、「コーホート要因法」とは、そのコーホートの時間的変化を基に将来人口を推計する方法です。本推計では国立社会保障人口問題研究所による小地域簡易推計モデルを使用しています。

第3章 新市を取り巻く状況

1. 産業構造

平成22年の国勢調査によると、新市の就業人口は26,660人となっています。そのうち約半数の55.4%は第三次産業に就業し、29.0%が第二次産業、12.4%が第一次産業となっています。

産業別割合を茨城県と比較してみると、第一次産業の割合が高く、第三次産業の割合が低いことがわかります。

地区別の比較では、小川地区では第一次産業と第三次産業の割合が高くなっていますが、これは農業が盛んであるということと百里基地関連の「公務」の就業者が多いことが影響しています。一方、美野里地区と玉里地区では工業系の事業所が多く立地し、第二次産業の割合が高いという傾向があります。

産業分野別就業人口

	総数 (人)	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		(人)	割合(%)	(人)	割合(%)	(人)	割合(%)
小美玉市	26,660	3,317	12.4	7,732	29.0	14,757	55.4
茨城県	1,420,181	82,873	5.8	401,004	28.2	863,268	60.8

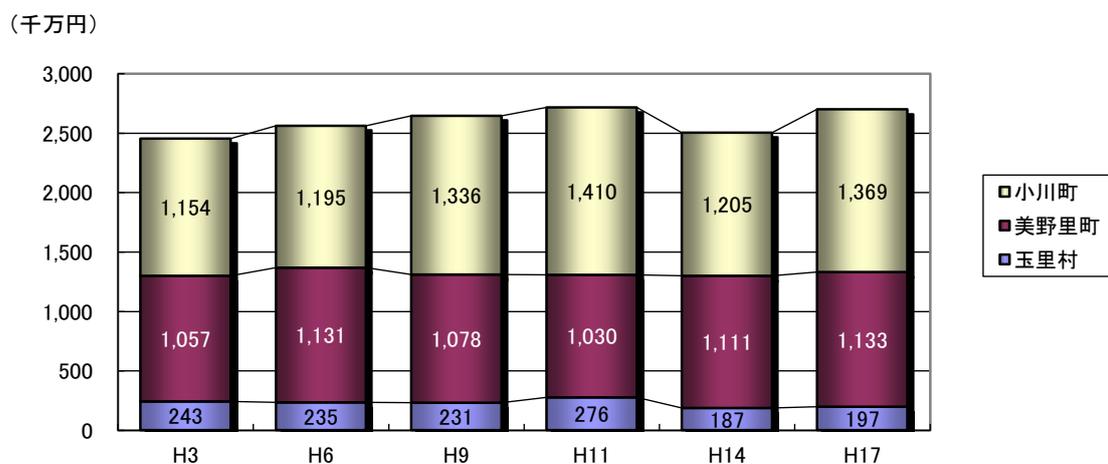
資料／総務省「平成22年国勢調査」

(1) 農業

新市では、広大な農地と高い技術及び大都市近郊という優位性を活かし、野菜や畜産など幅広い農業生産が行われています。合併後の農業産出額は、県内でも有数となっています。

地区毎の特徴をみると、面積の広い小川地区と美野里地区で農業産出額が多くなっています。作物別では、小川地区と美野里地区で「ニラ」「イチゴ」、玉里地区では「レンコン」の生産が盛んで、茨城県の農業の一翼を担っています。また、畜産も盛んです。

農業産出額の推移

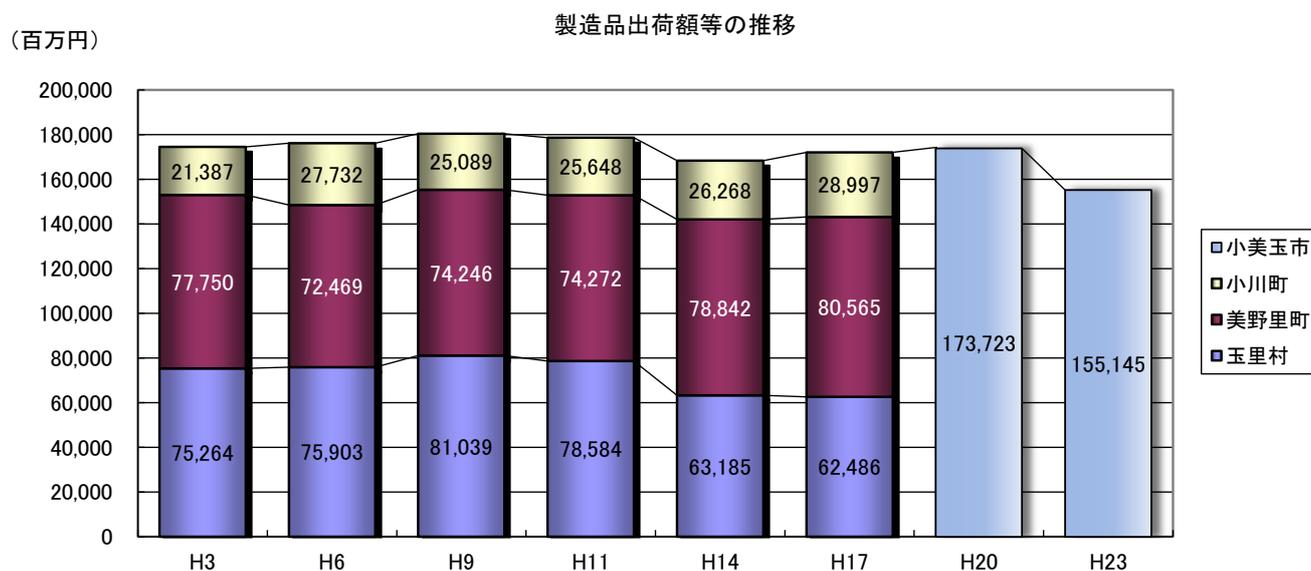


資料／農林水産省「生産農業所得統計」

(2) 工業

工業は、鉄道駅周辺や幹線道路沿いを中心に様々な企業が進出し、地域の主要産業の一つとして発展してきました。当地域の特徴としては、食料品関連の事業所が多く立地していることです。製造品出荷額等の推移をみると、平成 20 年時点で約 1,737 億円に達していますが、近年は景気低迷の影響を受けて減少傾向にあります。

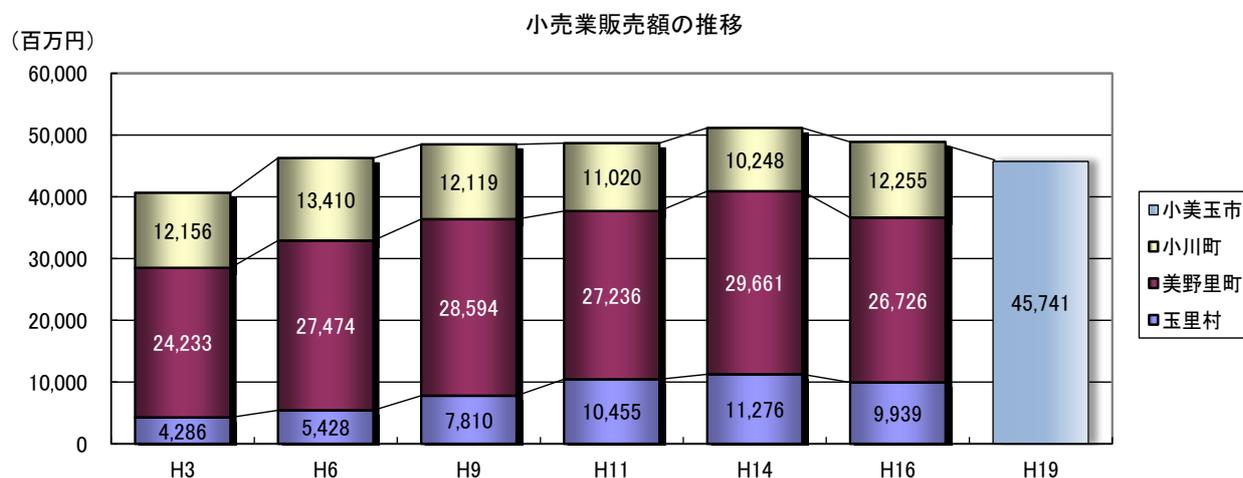
地区ごとの特徴をみると、3つの工業団地を有する玉里地区、国道 6 号や羽鳥駅周辺に工場が点在する美野里地区の製造品出荷額等が大きくなっています。一方、小川地区では、茨城空港の開港に伴い、茨城空港テクノパークの整備が計画されています。



資料/経済産業省「工業統計」 H23は総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(3) 商業

商業をみると、幹線道路沿い等において郊外型店舗が出店し、小売業販売額が増加傾向にあった平成 14 年で約 510 億円に達していましたが、長引く不況等の影響もあり、平成 19 年度では 457 億円にまで落ち込んでおります。



資料/経済産業省「商業統計」

2. 土地利用と生活基盤

(1) 土地利用

土地利用の状況を見ると、畑が 33.6%と最も多く、次いで山林の 19.3%、田の 14.0%、宅地の 11.9%となっています。平坦な地形を反映して、約半分の面積が農用地として利用されています。また、平地林も多く、約 2 割の面積を占めています。

土地利用の現況

単位：ha、%

市名	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
小美	14,503	2,024	4,875	1,727	2,795	103	902	2,077
玉市		14.0	33.6	11.9	19.3	0.7	6.2	14.3

資料／国土交通省国土地理院「平成 25 年全国都道府県市区町村別面積調」

茨城県総務部市町村課「茨城県市町村概況〔平成 26 年度版〕」

※平成 21 年に霞ヶ浦面積分 482ha 増

(2) 生活基盤

①公共交通

鉄道交通については、J R 常磐線の羽鳥駅が市の西部に位置しています。バス交通については、鹿島鉄道の廃線跡の一部を利用した BRT 事業が平成 22 年 8 月より運行を開始し、小川駅から石岡駅間を片道約 100 本運行しています。また、小川駅と羽鳥駅を起点とし市内の公共施設を周る、市内循環バスも平成 25 年 10 月より地域公共交通実証運行（社会実験）としてスタートさせました。

②道路

主な道路は、美野里地区を南北に貫く国道 6 号、玉里地区を東西に貫き石岡市を經由し美野里地区を通過する国道 355 号をはじめ、主要地方道玉里水戸線、小川鉾田線、石岡城里線等があります。

また、平成 23 年度に常磐自動車道「石岡小美玉スマートインターチェンジ」が供用開始され、交通利便性の向上と経済の活性化が期待されています。

生活道路である市道の整備状況をみると、道路舗装率が県平均を下回る状況にあります。

③都市公園等

都市公園としては、小川地区の茨城空港公園や美野里地区の希望ヶ丘公園、玉里地区の大井戸湖岸公園等の7箇所の公園が整備されています。都市公園以外では、小川地区にやすらぎの里・総合運動公園・6箇所の緑地広場が、美野里地区に四季の里・美野里シビックガーデンが、玉里地区に総合運動公園がそれぞれ整備されており、住民の憩いの場として活用されています。

④上下水道

上下水道の整備状況を見ると、上水道については、90%を超す高い普及率となっており、下水道（公共下水道）の普及率も41%（平成25年度末）と徐々に整備が進んでいる状況です。

⑤病院

小川地区に小美玉市医療センターと小川南病院、美野里地区に美野里病院、玉里地区につくば病院と石岡循環器科脳神経外科病院が設置されています。

⑥社会教育施設

社会教育施設については、小川地区では小川文化センター（アピオス）、小川公民館、図書館、資料館、やすらぎの里が、美野里地区では四季文化館（みの〜れ）、美野里公民館、羽鳥公民館、羽鳥ふれあいセンターが、玉里地区では生涯学習センター（コスモス）（公民館・図書館・史料館・文化ホール）がそれぞれ整備されています。

第4章 既存計画の整理

3町村の総合計画及び都市計画マスタープランにおける目標像は以下のとおりです。いずれの町村においても豊かな自然環境を活かしたまちづくりを志向しています。

3町村の総合計画

	小川町第三次総合計画	美野里町第四次総合計画	玉里村第四次総合振興計画
目標年次	基本構想：平成6～20年度 前期基本計画：平成6～10年度 中期基本計画：平成11～15年度 後期基本計画：平成16～20年度	基本構想：平成8～17年度 前期基本計画：平成8～12年度 後期基本計画：平成13～17年度	基本構想：平成11～20年度 前期基本計画：平成11～15年度 後期基本計画：平成16～20年度
基本理念・将来像	“交流がもたらすうるおいのあるまち” ・豊かな大地を生かしたふれあいプラン ・生き生きと暮らせるやすらぎプラン ・香り高き文化と新たな生きがいプラン ・活力ある誇りのもてる農業プラン ・喜びと活力に満ちた産業プラン	“風わたる花と緑のコミュニティ” ・住民参加による活力の創造 ・美野里町らしい個性の創造 ・永く住み続ける環境の創造	“人と自然が交歓する玉里快適田園文化のまち” ・村民生活の重視 ・地域環境の重視 ・村民自治の重視
まちづくりの目標	・うるおいのある快適文化都市の基盤づくり ・やすらぎのある生活環境クリーンタウンづくり ・みずみずしい田園商工都市の土壌づくり ・保健・福祉・医療のおもいやりづくり ・教育・文化のうるおい環境づくり ・コミュニティづくり ・地域経営ソフト運営の体制づくり	・町の発展を支える国土のオアシスづくり ・安全で住みよい暮らしのオアシスづくり ・健康を大切にする生命のオアシスづくり ・活気ある産業による経済のオアシスづくり ・創造する力による文化のオアシスづくり ・ふれあいのある地域社会のオアシスづくり	・風土に息づく快適環境をつくる ・豊かな人・文化をつくる ・みんなで支える福祉社会をつくる ・地域を育む産業をつくる ・みんなの村をつくる

3 町村の都市計画マスタープラン

	小川町都市計画マスタープラン	美野里町都市計画マスタープラン	玉里村都市計画マスタープラン
目標年次	計画初年次を平成 16 年 中間年次を平成 25 年 目標年次を平成 35 年	目標年次を平成 36 年	中間年次を平成 20 年 目標年次を平成 30 年
将来像	<p><将来像> “未来に輝き、快くふれあう自然あふれる臨空緑園都市：小川”</p>	<p><美野里町が目指す将来像> 美野里町は長く農業をなりわいと、自然の恵みにより発展してきた町である。これまで農業で培ってきた知恵や生活文化を大切に、これからも自然を育みながら、住民だれもが住みやすい美野里町、町外からも人をひきつける魅力をもった美野里町を、住民が主役となって、計画し実現していく。</p>	<p><将来都市像> “人と自然が交歓する玉里快適田園文化のまち”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村民生活の重視 ・地域環境の重視 ・村民自治の重視
都市づくりの目標等	<p><都市づくりの基本的方向> 「交流」 ①百里飛行場を核とした新たな圏域の中心都市、交流の中心都市づくりに向けた都市基盤施設の整備 ②新たな都市機能と地域生活との連動・連携による快い小川町ならではのふれあい環境や交流の拠点づくり 「共生」 ①豊かな自然環境や田園環境、歴史的環境と新たな都市機能の共存に配慮した都市基盤施設の整備や景観の形成 ②都市と田園が融合した新たな田園居住の環境づくり ③住む人・訪れる人が心地よくふれ合えるホスピタリティ豊かな地域づくり 「快適」 ①市街地・田園集落地それぞれの特性に応じた生活道路等の基盤施設の整備 ②子どもから高齢者・障がい者まで誰もが安心して使える基盤施設づくり ③豊かな心を育む、うるおいのある都市・田園景観の形成</p>	<p><10の目標> ●目標 1. 生活の必要性和長期的なまちづくりとが調和した、次代に誇れる土地利用を進めていく ●目標 2. 直径が 10km 近くある大きな美野里町に、中心軸をつくりあげていく ●目標 3. みんなが快適で、安全・安心と思える道路を整備していく ●目標 4. まちづくりにとっての農業の価値をみんなで考え、生産者と消費者と行政が一体となり、町の農業を育てていく ●目標 5. 美野里町の自然を、みんなの生活のなかで、大事に育てていく ●目標 6. 後世になっても原風景に出会えるように、自然景観やまちなみ、歴史的空間を大切にしてい ●目標 7. 住民が、気持ちよく町なかで活動できるように、だれもが利用しやすい施設や交通手段を整備していく ●目標 8. すべての住民が自分の居場所と思えるような、安全・安心な自分たちの場所を持てるようにしていく ●目標 9. まちづくりはあいさつからはじまる。あいさつしあう文化を育て、住民たちがお互いに顔見知りになれる、ふれあいの場を増やしていく ●目標 10. 住民が主役となって、まちづくりに取り組める仕組みをつくっていく</p>	<p><将来都市像を支える5つの柱> ・風土に息づく快適環境をつくる ・豊かな人・文化をつくる ・みんなで支える福祉社会をつくる ・地域を育む産業をつくる ・みんなの村をつくる</p> <p><まち空間づくりの目標> ・自然豊かな共生環境の創造 ・うるおいと安らぎの定住環境の創造 ・暮らしを楽しむ交歓環境の創造</p>

第3部 新市建設の基本構想

第1章 新市の将来像

1. 新市建設の基本理念

これまで3町村では、それぞれの将来像の実現に向けたまちづくりが展開されてきました。その取り組みを踏まえながら、新市のさらなる発展を目指し、今後のまちづくりにおける3つの基本理念を掲げます。

■住民主体のまちづくり

住民のニーズや価値観が多様化し、また国、地方ともに厳しい財政運営を強いられている今日、地方分権への確に対応していくためには住民と行政とのパートナーシップの確立が重要です。

3町村がこれまでに培ってきた住民参画の機運を継承しつつ、真の住民ニーズの把握・対応を進めていくため、住民と行政との協働を基調とした、「住民主体のまちづくり」を進めていきます。

■自立に向けたまちづくり

人口減少時代の到来が近づきつつある中、今後は様々な分野において都市間競争が本格化するものと予想されます。

3町村がこれまでに育んできた快適な居住環境や、農業をはじめとするバランスの取れた産業を活かしながら、すべての住民が誇りと愛着を持って生活できる、「自立に向けたまちづくり」を進めていきます。

■心ふれあうまちづくり

新市の東部では、百里飛行場の民間共用化による、茨城空港が開港し、賑わいをみせています。また、地域には霞ヶ浦を中心とする豊富な自然資源や、緑に囲まれた文化拠点など、多様な地域資源が点在しています。

これらの地域資源の連携とネットワーク化を図りながら、住民のみならず新市を訪れる人にも魅力を感じてもらえる、「心ふれあうまちづくり」を進めていきます。

2. 新市の将来像

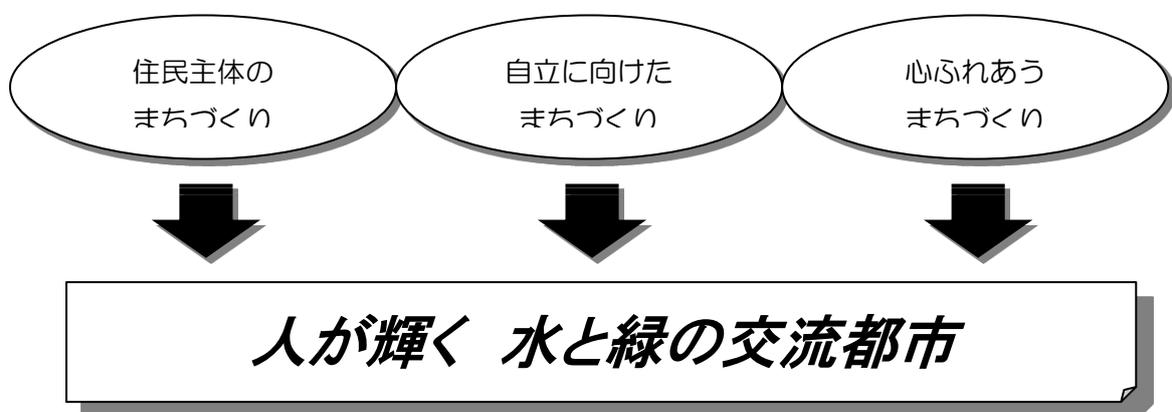
3つの基本理念をもとに、新市が目指すまちの姿（新市建設の目標像）として、新市の将来像を次のように定めます。

人が輝く 水と緑の交流都市

茨城空港の開港による交流人口の増加が見込まれる中で、人と人とのふれあいを大切に、新しいまちづくりの活力へとつなげていくことで、希望あふれるまちづくりを進めていきます。

また、地域に存在する水や緑などの自然資源を守り、これらとの共生を図ることで、豊富な自然資源に囲まれた田園環境を育み、やすらぎに満ちた生活都市の実現を図ります。

さらに、地域には自然資源のほかにも、歴史的な資源や文化を育む環境、充実したコミュニティの確立など、誇れる地域資源が存在しています。これらの地域資源と、茨城空港などの都市基盤との融合による、魅力あふれる交流都市の実現を目指します。



第2章 新市建設の基本方針

以下の6つを新市建設の基本方針と定め、新市の将来像である「人が輝く 水と緑の交流都市」の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

1. 便利でゆとりある快適なまち（都市基盤）

新市誕生によるメリットを最大限に活用して、幹線道路網の整備や公共交通ネットワークの充実を図り、新市の一体性を速やかに確立していきます。また、茨城空港の開港により増大する人・モノの交流を支える交通体系の確立を図ります。

さらに、計画的な土地利用の推進や上下水道などの都市基盤整備を図り、「便利でゆとりある快適なまち」づくりを進めていきます。

2. 四季を感じる安心なまち（生活環境）

新市は、平坦な地形に恵まれ、首都圏との近接性という立地的利点を有するなど居住地としてのポテンシャルに恵まれていることから、こうした魅力を最大限に活用するとともに、基地周辺地域の生活環境の向上など、誰もが安心して快適に暮らすことができる住環境の整備を図ります。

また、循環型社会の形成による自然との共生や公園整備などによるうるおいづくり、地域ぐるみでの防犯・防災体制の充実などにより、「四季を感じる安心なまち」づくりを進めていきます。

3. ぬくもりにあふれる福祉のまち（保健・福祉）

少子高齢社会や核家族化などの中で、子供からお年寄りまで誰もが安心して暮らせるように、地域ぐるみでの福祉環境の向上に努めます。

さらに、医療体制の充実を図り、「ぬくもりにあふれる福祉のまち」づくりを進めていきます。

4. 活気に満ちた創造のまち（産業）

めぐまれた自然環境と地理的条件の中で発展してきた農業は、引き続き新市の基幹産業として、さらなる充実を図ります。

さらに、茨城空港の開港を踏まえ、企業誘致等による工業・新産業の育成に力を入れるとともに、様々な地域資源の連携による新しい観光振興を促進することで交流人口の増大に努め、「活気に満ちた創造のまち」づくりを進めていきます。

5. 個性豊かな教育・文化のまち（教育・文化）

高齢社会の進展の中、住民のライフサイクルは大きな変化を見せており、一生を通じて「学び」への欲求が高まっており、様々な生涯学習の場を設けることにより、誰もが充実感を持って生活できる環境の充実に努めます。

さらに、学校教育においても、学校・家庭・地域が一体となった教育環境を実現し、これまで育まれてきた文化を守りながら地域に根差した新しい文化を創造していくなど、地域ぐるみでの取り組みを進め、「個性豊かな教育・文化のまち」づくりを進めていきます。

6. みんなで育む自治のまち（コミュニティ・行財政運営）

厳しい経済環境の中で、自立したまちを目指すためには、市町村合併のメリットをより大きなものとするための努力が必要です。周辺地域とのさらなる連携や、行政体制の見直しなどにより一層の行財政改革に努めていきます。

また、3町村がこれまでに培ってきた住民参画の機運を継承し、住民が主体性を持ってまちづくりに取り組んでいけるよう、住民と行政との協働による「みんなで育む自治のまち」づくりを進めていきます。

第3章 新市の土地利用構想

1. 土地利用の基本方針

新市における土地利用は、地域の特性を活かしつつ、新市の速やかな一体化に配慮し、総合的かつ計画的な利用を図る必要があります。

そこで、新市の将来像「人が輝く 水と緑の交流都市」の実現に向けて、4つのゾーニングを基本としたまちづくりを進めます。

※小美玉市総合計画は、この土地利用構想をもとにして決定しております。

2. ゾーン別の土地利用方向

(1) 臨空ゾーン

茨城空港を中心とするエリア一体を臨空ゾーンとし、北関東の空の玄関口・地域の交流拠点としての新たな都市機能の立地を先導的に推進する地域と位置づけます。

空港施設を中心として、公園・広場や緩衝緑地などの整備を周辺環境との共存に配慮した中で進めていきます。

さらに、臨空型産業団地の整備などを進め、雇用を促進し、地域の活力を支える優良企業の立地を促します。

(2) 霞ヶ浦親水ゾーン

霞ヶ浦湖岸を中心とするエリアを霞ヶ浦親水ゾーンとし、地域の貴重な資源である霞ヶ浦の環境保全を図りながら、やすらぎのある暮らしと潤いのある交流を推進する地域と位置づけます。

霞ヶ浦の水辺と低地の集落地、その背景となる斜面林等、霞ヶ浦の水辺地域の特色ある景観の保全・育成を図ります。

また、誰もが気軽に自然や水辺とふれあうことができるよう、緑・健康・学習ネットワークの形成など人と自然との交流を育む環境づくりを進めます。

(3) 駅交流ゾーン

JR羽鳥駅を中心とするエリアを駅交流ゾーンとし、新市の西の玄関口として、活力に満ちた空間整備を推進する地域と位置づけます。

駅利用者における交流拠点として、また住民が身近に利便性を感じることのできる場として、駅機能の充実にとどまらず、交流を育む多様な都市機能や日常生活の憩いの場としての機能充実を図ります。

さらに、これらの機能と自然、居住環境との調和を図りながら、来る人、住む人にやさしい交流空間の整備を図ります。

(4) 田園都市ゾーン

新市の中心地域一体を田園都市ゾーンとし、自然環境と共生した、やすらぎと魅力にあふれる田園居住地の形成を推進する地域と位置づけます。

周辺の自然や集落環境と調和した良好な民間開発の誘導や面的な整備の活用により、これまでに育まれてきた自然景観やまちなみ、歴史的空間などを大切にしたい、潤いのある居住地形成を図ります。

また、自然や文化とのふれあい、都市と農村との交流の場づくり・ネットワーク化などを進め、より豊かな居住環境づくりを図ります。

3. 拠点地区の整備方向

(1) 市街地

小川地区、羽鳥地区において一部市街地が形成され、複数の金融機関や商業機能等の立地が見られています。

小川地区においては、周辺との連携を図りながら、身近な商業・サービス機能の充実を図ります。

羽鳥地区においては、JR羽鳥駅の機能・景観整備を周辺住宅地との調和に留意しつつ進めるなど、新市の鉄道の玄関口としてふさわしい機能の充実に努めます。

(2) 行政・福祉拠点

現在の本庁舎、小川総合支所、玉里総合支所を中心とする比較的公共施設が集中している地区を、新市における地域の行政・福祉拠点と位置づけます。

既存の公共施設や関連施設の連携を強化し、行政サービスと住民参画の場を提供する拠点機能の充実に努めます。

(3) 産業立地拠点

羽鳥地区、玉里工業団地、大沼地区においては、工業機能の集積拠点としての振興・活性化を図ります。

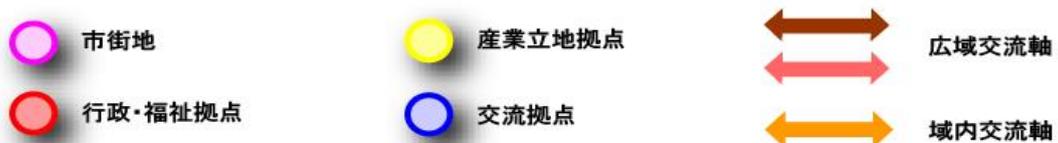
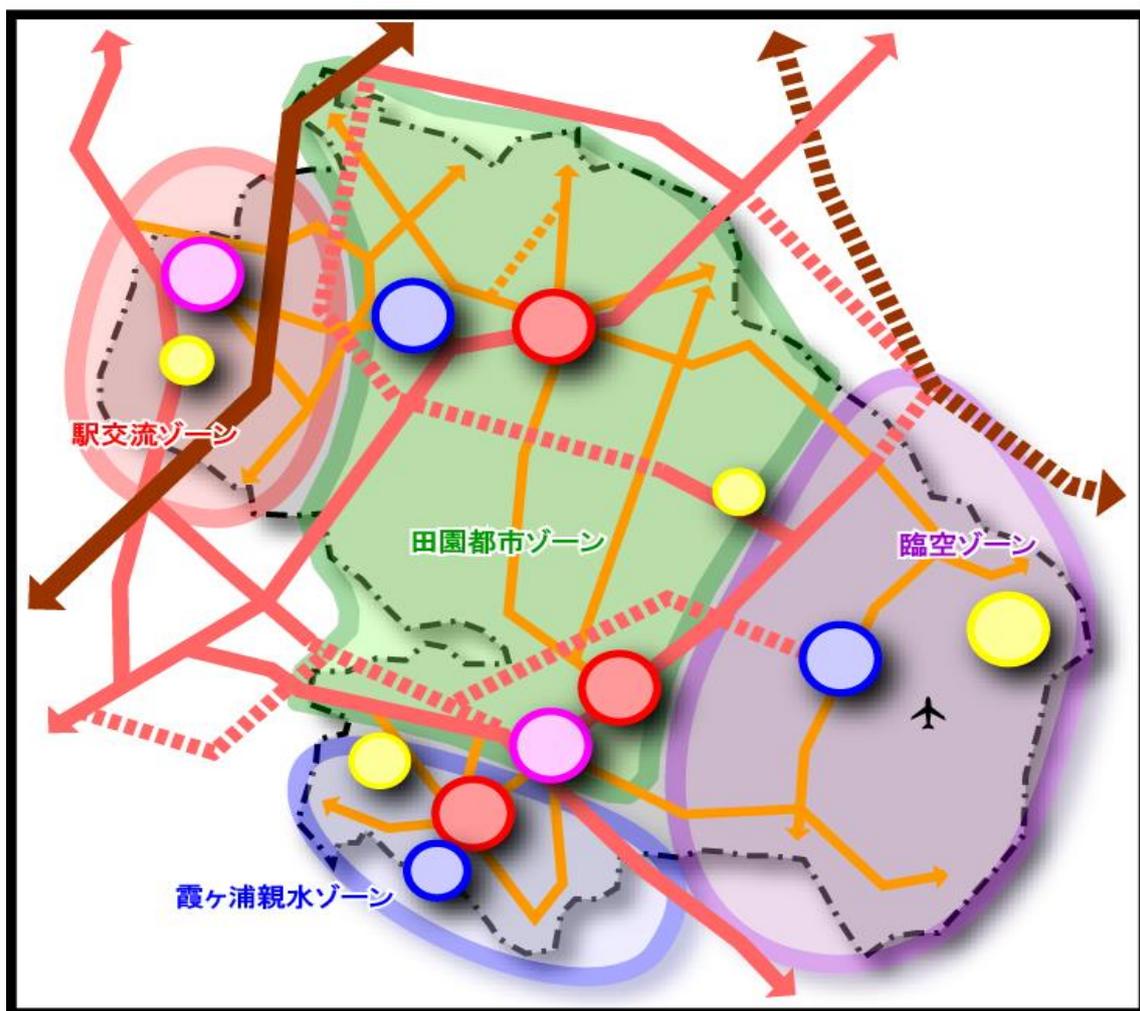
また、茨城空港周辺地区に整備が予定される臨空型産業団地としての茨城空港テクノパークは、国・県との連携のもと早期整備と企業誘致を図るとともに、雇用促進に努めます。

(4) 交流拠点

茨城空港のターミナル地区やその周辺に位置するエアフロント地区においては、これまでにない広がりのある交流を生み出す拠点として、空港ターミナルビルや多機能な空港公園など、来訪者だけでなく誰もが快適に利用できる都市拠点としての機能に配慮した施設整備を進めます。

また、納場地区や高崎地区については、既存の文化センター等の公共施設を活用した地域の文化の創造をリードする拠点として、さらに農業とのふれあいを通して多彩な人が交流する都市農村交流拠点としての整備を進めます。

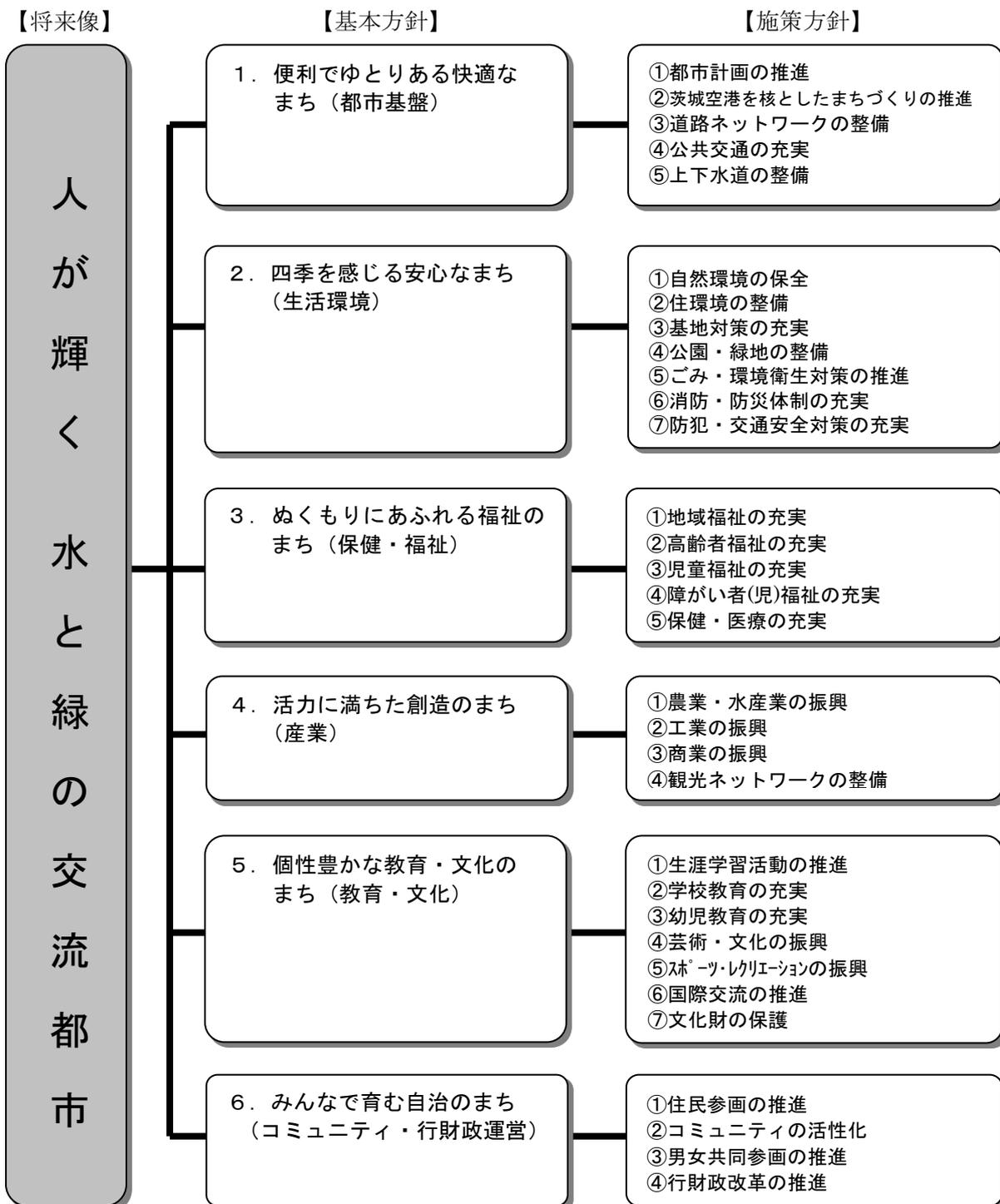
新市の土地利用構想図



第4部 基本構想を実現するための分野別施策

第1章 施策体系

基本構想を実現するための分野別施策にかかる施策体系は次の通りです。



第2章 分野別施策

1. 便利でゆとりある快適なまち（都市基盤）

（1）基本方向

- 長期的視点に立った総合的な土地利用を推進します。
- 地域特性を活かした個性的で魅力ある拠点形成を図ります。
- 茨城空港の開港に伴う周辺地区整備を推進します。
- 住民生活と広域的な交流を支える快適な道路網の整備を推進します。

（2）施策の方針

①都市計画の推進

土地利用構想や都市計画マスタープランを基本として、新市の一体化を図るよう市街地の整備、都市計画事業を進めます。

新市においては、住民参画のもとで、自然と共生した美しい田園市街地の形成を計画的に推進します。

②茨城空港を核としたまちづくりの推進

国・県との連携のもと、茨城空港周辺地区の土地利用の促進や都市基盤の整備を推進します。

③道路ネットワークの整備

主要幹線道路の整備を促進するとともに、これらとネットワークする幹線道路や生活道路の整備に努め、住民の生活利便性の向上を図り、広域的な交流を推進します。

④公共交通の充実

高齢社会・福祉社会に対応し、誰もが快適な移動手段を確保できるよう、鉄道・バス路線等の公共交通サービスの利便性向上を推進します。

また、茨城空港の開港に合わせて、新たなバス路線の確保に努めます。

⑤上下水道の整備

水道施設の適切な維持管理を図り、衛生的な飲料水の安定供給を図ります。

また、快適な生活環境を確立し、公共用水域の水質保全を図るために、下水道の整備を計画的に推進するとともに、農業集落排水施設の整備推進及び合併処理浄化槽の設置促進に取り組みます。

(3) 主な施策・事業

施策名	主要事業
①都市計画の推進	○都市計画マスタープランの策定
②茨城空港を核としたまちづくりの推進	○茨城空港テクノパークの整備 ○茨城空港公園の整備
③道路ネットワークの整備	○広域幹線道路整備事業 ・小川地区と美野里地区と玉里地区を結ぶ道路の整備 ○基幹市道整備事業 ○生活道路整備事業 ○新市サインシステム*1の導入 ○農道整備事業
④公共交通の充実	○公共交通確保対策事業 ○公共交通サービスの利便性の向上
⑤上下水道の整備	○上水道の整備 ・配水管布設工事 ○排水処理施設の整備 ・公共下水道の整備 ・農業集落排水の整備 ・合併処理浄化槽の設置促進

(4) 県事業

施策名	主要事業
②茨城空港を核としたまちづくりの推進	・茨城空港テクノパーク整備事業 ・茨城空港公園整備事業
③道路ネットワークの整備	・一般県道茨城空港線整備事業 ・一般県道紅葉石岡線整備事業 ・一般県道上吉影岩間線バイパスの整備

*1 サインシステム：分かりやすく、住みやすいまちづくりを目指し施設誘導・案内・通り名サインなどを整備すること。

2. 四季を感じる安心なまち（生活環境）

（1）基本方向

- 自然と共生する持続的な循環型社会の構築を目指します。
- 生活と調和した自然環境の保全を図ります。
- 快適で暮らしやすい生活環境の整備を図ります。
- 住民の誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

（2）施策の方針

①自然環境の保全

新市の資源である水辺環境や平地林などを、住民全体の財産として守り、育む体制づくりを進めます。住民ひとり一人が責任をもって積極的に環境保全に取り組むよう意識啓発に努めるとともに、NPOやボランティア活動の支援や育成を図ります。

また、自然環境に配慮した環境にやさしい農業の導入を推進します。

②住環境の整備

良好な住宅地を供給するため、田園環境と調和のとれた魅力ある住宅地づくりを促進するとともに、住民と一体となり、既存の住宅地や農村集落の生活環境整備を図ります。

③基地対策の充実

航空機騒音による障害防止・軽減等の充実を図り、基地周辺地域における住民の生活環境の整備や民生安定の向上に努めます。

④公園・緑地の整備

緑地の保全及び緑化の推進を計画的に進め、地域の特性を活かした公園・緑地等の整備を図るとともに、既存の公園・緑地については、適切な維持管理に努めます。

また、茨城空港公園の整備を進め、地域住民及び空港利用者が交流し、気軽に憩える場として活用を図ります。

⑤ごみ・環境衛生対策の推進

ごみ処理については、一部事務組合との連携のもとで、住民のリサイクル意識の啓発を図りながら減量化、資源化を進めるとともに、分別収集の徹底化などにより効率的なごみ処理を行います。

また、ごみの不法投棄等を防止するため、住民と協力のもとで、監視体制の強化に努めます。

さらに、ダイオキシン低減等の環境に配慮した廃棄物の適正処理を行うため、ごみ処理施設の機能充実やごみ処理の広域化等を図ります。

⑥消防・防災体制の充実

小川・美野里・玉里広域消防事務組合を廃して新市に消防本部を設置し、地域の消防団との連携のもとで、消防・防災体制の充実を図ります。

また、地域防災計画を策定し、住民ひとり一人の防災意識を高め、災害に強いまちづくりを推進します。

⑦防犯・交通安全対策の充実

誰もが安心して暮らせるように、警察・家庭・学校などと地域が連携し、防犯対策を進める地域コミュニティの形成を図るとともに、防犯灯などの防犯施設の計画的な整備を進めます。

また、交通安全を確保するために、関係団体との協力による活動を展開し、意識の高揚を図るとともに、施設の整備を進めます。

(3) 主な施策・事業

施策名	主要事業
①自然環境の保全	○環境基本計画の策定 ○自然環境の活用・保全 ・河川・霞ヶ浦の水質浄化
②住環境の整備	○地域の特徴あるまちなみづくり ・花いっぱい運動の推進
③基地対策の充実	○基地対策事業 ○基地周辺生活環境整備事業
④公園・緑地の整備	○公園・緑地の整備 ○水と緑のネットワークの形成 ○茨城空港公園の整備
⑤ごみ・環境衛生対策の推進	○ごみ減量・再利用・リサイクルの推進 ○ごみの不法投棄等の監視体制強化 ○ごみ処理施設の広域化による機能強化
⑥消防・防災体制の充実	○地域防災計画の策定 ○消防施設の整備 ○消防・救急体制の充実 ○防災体制の充実

⑦防犯・交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯設備の拡充 ○防犯組織の充実 ○道路・歩道の整備 ○交通安全施設の整備 ○意識啓発
----------------------	--

(4) 県事業

施策名	主要事業
②住環境の整備	・地域環境整備事業(美野里地区)
④公園・緑地の整備	・茨城空港公園整備事業

3. ぬくもりにあふれる福祉のまち（保健・福祉）

（1）基本方向

- 誰もが健康でゆとりを持って暮らせる地域社会の形成を目指します。
- 心の通い合う、ぬくもりにあふれた地域福祉体制の構築を図ります。
- 高齢社会に対応した保健・福祉・医療の総合的なシステムづくりを推進します。

（2）施策の方針

①地域福祉の充実

地域福祉を総合的に推進する地域福祉計画を策定し、福祉事務所の設置や、保健・福祉・医療を連携させた地域ケアシステムを構築し、総合的な福祉サービスを推進します。

また、社会福祉協議会をはじめとする様々な団体と連携を図り、それぞれの活動を促進しながら地域の福祉需要に対応します。さらに、福祉施設の整備や専門職員の確保・育成、ボランティアグループの育成に努めます。

②高齢者福祉の充実

高齢者が地域社会の中で、生涯にわたり健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療などにおける総合的なサービスの提供を推進します。

介護サービスについては、利用しやすく安定的な介護保険の運営を図るなど、高齢者福祉の充実に努めます。

また、高齢者が地域の一員として積極的に社会参加を果たしていくことが求められていることから、就労の場の確保や生きがい対策の充実に図ります。

③児童福祉の充実

安心して子どもを産み、育てることができる地域社会の構築を目指し、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所の保育内容や施設の充実に努めるとともに、共働き世帯の就労支援として学童保育の充実に努めるなど、少子化社会に対応した子育て支援を総合的に推進します。

④障がい者(児)福祉の充実

障がい者(児)が地域で自立し、安心して暮らせるよう、ニーズに対応したきめ細かい支援サービスの提供を図ります。

障がいに対する住民への意識啓発を図るとともに、保健・療育体制の充実や自立生活支援等の総合的なサービスの提供に努めます。

また、ノーマライゼーション*1の理念に基づき、公共性の高い施設におけるバリアフリー化を促進します。

⑤保健・医療の充実

誰もが心身ともに健康で生き生きと暮らせるようにするため、住民の健康維持、さらには健康づくりを支援する保健サービスの充実に努めます。

各種検診や健康相談の拡充などの保健予防活動の充実と、健康増進のためのスポーツ・レクリエーションへの参加機会の拡充を図ります。

また、かかりつけ医の普及など身近な医療環境の充実に努めるとともに、高度医療や救急医療における医療施設間の連携体制の充実に努めます。

(3) 主な施策・事業

施策名	主要事業
①地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケアシステムの充実 ○地域福祉関係団体等の育成・支援 ○専門職員やボランティアの育成・支援
②高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者福祉施設の充実 ○在宅福祉・在宅介護の充実 ○介護予防・認知症予防 ○シルバー人材センターの充実
③児童福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画の策定 ○保育事業の充実 ○学童保育の充実
④障害者(児)福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者(児)福祉施設の充実 ○障がい者(児)の社会参加支援 ○バリアフリー化の促進
⑤保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保健サービスの充実 ○健康づくり事業の推進 ○地域医療体制の充実 ○高度医療機関との連携

*1 ノーマライゼーション：障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方

4. 活力に満ちた創造のまち（産業）

（1）基本方向

- 茨城空港や地域特性を活かした、地域産業の活性化を図ります。
- 基幹産業である農業を軸に他産業との連携により、アグリビジネス*1として多様な展開を図ります。
- 既存の商工業の振興と新たな事業所の誘致による就労の場の確保を図ります。

（2）施策の方針

①農業・水産業の振興

新市の立地条件や自然条件を活かし、地域間競争に強い産地づくりを促進し、ニラ、イチゴ、レンコンなどの特産物の振興を図るとともに、JA等と連携し戦略的な生産・販売体制の検討を進めます。

また、農業生産基盤の整備、経営及び流通の近代化を進めるとともに、担い手育成や法人化等の促進により農業経営の安定化を図ります。

さらに、農業と田園環境を活かした都市農村交流や、既存の食品製造業等との連携等により新たなアグリビジネスの展開を図ります。

霞ヶ浦の水産業については、霞ヶ浦の漁場環境の保全に努めるとともに、一層の振興を図ります。

②工業の振興

新市の自然環境と広域交通等のポテンシャルを活かし、魅力ある就業の場の確保に努めます。茨城空港の開港にあわせて、茨城空港テクノパークの整備を進めるとともに、工業適地において優良企業の誘致を図ります。

また、中小企業等に対し、融資制度等を活用した経営改善を促進し、工業生産環境の向上に努めます。

③商業の振興

商工会との連携を通じ、身近な商業サービスの充実と商店街等の活性化を図ります。また、沿道型商業施設の計画的な誘導を図り、魅力ある商業核の形成に努めます。

さらに、IT社会の進展など、消費生活が複雑多様化する中で、消費者トラブル等に巻き込まれないよう、消費生活センターと連携し、消費者への啓発活動や情報提供に努めます。

*1 アグリビジネス：農産物の生産だけでなく、加工や販売、外食産業さらには農業体験など観光産業までを含めた関連産業の総称

④観光ネットワークの整備

茨城空港などの広域交通体系の整備を踏まえつつ、新市の自然・文化・イベント等の観光資源を活用し、新市を基点とする広域観光ネットワークの整備を図ります。

また、これまで開催してきた祭り・イベント等を一体的にPRすることで一層の交流拡大を図ります。

(3) 主な施策・事業

施策名	主要事業
①農業・水産業の振興	○銘柄産地化の推進 ○農業生産基盤の整備 ○担い手の育成 ○都市農村交流の推進 ○アグリビジネスの育成 ○地産地消の推進 ○地域特産品の開発
②工業の振興	○企業誘致の推進 ○茨城空港テクノパークの整備 ○経営改善支援
③商業の振興	○商店街の活性化 ○商工会の機能充実
④観光ネットワークの整備	○観光事業の推進体制の充実 ○都市農村交流拠点の整備 ○広域観光ネットワークの形成

(4) 県事業

施策名	主要事業
①農業・水産業の振興	畑地帯総合整備事業(上小岩戸地区)
②工業の振興	茨城空港テクノパークの整備

5. 個性豊かな教育・文化のまち（教育・文化）

（1）基本方向

- 人と地域文化を育む、個性豊かな教育・文化のまちづくりを推進します。
- 学校・家庭・地域が連携し、誰もが気軽に参加できる生涯学習・生涯スポーツ環境を整備します。
- これまで育んできた歴史・文化を大切にし、次代に継承する環境づくりを進めます。

（2）施策の方針

①生涯学習活動の推進

誰もが生涯を通じて、いつでも気軽に学習できる環境づくりを目指します。

生涯学習活動の拠点施設となる公民館等のネットワーク化を図るとともに、地域特性に応じた各種講座の充実や団体・指導者の育成など、生涯学習活動を推進します。

②学校教育の充実

児童・生徒の豊かな心と個性・創造性を育む教育の推進のため、教育内容の充実を図り、地域の特色を活かした教育を展開します。

また、情報化社会に対応した小中学校の情報教育環境の整備や国際化社会に対応した国際理解教育の充実を図るとともに、耐震補強など学校教育施設の維持・更新に努めます。

さらに、子どもたちにとっての、よりよい教育環境づくりの観点から、小中学校の規模・配置適正化を推進します。

③幼児教育の充実

豊かな情操と集団生活などの基本を身につけるため、幼児の発達や実態に即した教育内容の充実に努めます。

また、教育環境の整備を図るとともに、家庭教育の充実や地域住民との交流を推進します。

④芸術・文化の振興

小川文化センター（アピオス）、四季文化館（みの〜れ）、生涯学習センター（コスモス）など、文化施設の連携を図り、住民の誰もが使いやすく、気軽に文化に触れることのできる機会の提供に努めます。

また、文化団体等の育成・支援を図るとともに、芸術文化交流事業を展開します。

⑤スポーツ・レクリエーションの振興

すべての住民がスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康で生き生きと暮らせるよう、運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実を図ります。

⑥国際交流の推進

国際化時代にふさわしい人づくりを進めていくために、学校教育や生涯学習の場を通じて、国際交流機会の拡充に努めるとともに、国際交流団体の育成・支援に努めます。

⑦文化財の保護

新市には、多くの史跡・文化財が存在しており、これらを住民の貴重な財産として次世代に残すため、文化財の保護を図るとともに、地域芸能の保全・継承に努めます。

(3) 主な施策・事業

施策名	主要事業
①生涯学習活動の推進	○生涯学習施設の充実 ○生涯学習ネットワークの形成 ○生涯学習プログラムの充実
②学校教育の充実	○学校施設と教育内容の充実 ○給食センター建設事業 ○小中学校の適正規模及び適正配置事業
③幼児教育の充実	○幼稚園施設と教育内容の充実
④芸術・文化の振興	○文化施設ネットワークの形成 ○文化・芸術活動の支援 ○文化交流イベント事業
⑤スポーツ・レクリエーションの振興	○スポーツ・レクリエーション施設の充実 ○スポーツ振興活動の支援 ○スポーツ交流イベント事業
⑥国際交流の推進	○国際交流活動の充実
⑦文化財の保護	○歴史の研究・文化財保護 ○文化財保護活動の支援

6. みんなで育む自治のまち（コミュニティ・行財政運営）

（1）基本方向

- 住民と行政が一体となって進める、みんなで育む自治のまちづくりを推進します。
- 地方分権に対応した総合的かつ効率的な行財政運営の確立を図ります。

（2）施策の方針

①住民参画の推進

住民の意見等をまちづくりに活かすため、市政懇談会などの広報・広聴活動や情報公開の推進によって情報の提供と共有化に努めるとともに、まちづくり条例の制定など新市独自のまちづくり体制の確立を図ります。

また、住民との協働によるまちづくりを推進するため、ボランティア組織と人材の育成に努めるほか、様々な分野で活動する民間非営利団体（NPO）などとの連携を推進します。

②コミュニティの活性化

心ふれあうまちづくりを推進していくため、住民ネットワークを構築し、住民主体のコミュニティ活動を推進します。

また、地域活動の拠点となるコミュニティ施設の整備や、地域のリーダーとなる人材の育成など、コミュニティ活動の一層の充実を図ります。

③男女共同参画の推進

地域・家庭・学校・企業等への男女共同参画意識の啓発を一層進めるとともに、相談窓口の設置など、支援体制の充実を図ります。

また、女性の社会参画機会の拡充のため、学童保育の充実や、行政審議会等への積極的な登用を推進します。

④行財政改革の推進

多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、行政組織の見直しや職員の給与・定員の適正化、行政情報化等を推進するとともに、地方分権の時代にふさわしい、総合的な行政体制の構築を図ります。

庁舎については、支所との情報ネットワークや総合窓口の充実を図るなど、住民の利便性の向上に努めます。

また、増大する行政需要に敏速かつ柔軟に対応するため、財政計画に基づき、財源の重点的配分と効率的な執行により、弾力性が確保されている健全な財政運営に努めます。

(3) 主な施策・事業

施策名	主要事業
①住民参画の推進	○広報・広聴システムの充実 ・市政懇談会の充実 ○まちづくり団体の支援・育成 ○まちづくりシステムの確立
②コミュニティの活性化	○コミュニティ活動の支援 ○地域振興基金造成
③男女共同参画の推進	○男女共同参画の推進 ○相談窓口の充実
④行財政改革の推進	○行財政改革の推進 ○職員定員管理適正化計画の作成 ○職員研修の充実 ○民間活力の活用 ○電子自治体の構築

第5部 公共施設の整備統合

公共施設の整備統合については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域特性や地域バランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次、整備統合を図っていきます。整備統合の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、既存の公共施設の有効利用、相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮し、電子ネットワークの充実など必要な整備を図ります。

新市の庁舎については、当面既存庁舎を有効活用するとともに住民意向を踏まえ、新市の中央部を基本とし、新庁舎建設の検討を進めます。

第6部 財政計画

1. 基本的な考え方

財政計画の策定にあたっては、財政の健全性を維持することを基本とし、現行の行財政制度、経済状況をもとに、合併に伴う変動要因等を加味して推計します。

歳入・歳出それぞれ項目ごとに、現況や過去の実績、経済情勢等を加味しながら、合併特例債をはじめとする国・県の財政支援制度を有効に活用し、併せて人件費、物件費等の経常経費の削減に努めます。

2. 歳入

(1) 地方税

過去の実績と今後の経済見通し等を踏まえ、人口の推移を勘案しながら見込んでいきます。

(2) 地方交付税

現行制度に基づき推計しています。また、普通交付税の算定の特例（合併算定替）や合併にかかる交付税措置等を見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

過去の実績等に基づき推計しています。また、新市の施策展開分や合併にかかる財政支援等を見込んでいます。

(4) 繰入金

年度間の財源調整や新市の施策展開のため、財政調整基金等からの繰り入れを見込んでいます。

(5) 地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債・通常債の発行を見込んでいます。

(6) その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入等を、過去の実績等を勘案して見込んでいます。

3. 歳出

(1) 人件費

合併による特別職、議会議員、職員等の削減を見込んでいます。

(2) 扶助費

過去の実績や少子高齢化の進行に伴う影響等を見込んでいます。

(3) 公債費

既存の借入れに対する償還額と、合併後の新市の施策展開に伴う特例債・通常債の発行による償還見込み額を、併せて見込んでいます。

(4) 物件費

合併による重複事務の効率化等による事務経費削減効果を見込んでいます。

(5) 補助費等

合併による類似制度の統合・効率化等による経費削減効果を見込んでいます。

(6) 繰出金

過去の実績や特別会計の状況等を勘案して見込んでいます。

(7) 普通建設事業費

現行の制度を基本とし、新市の施策展開に伴う普通建設事業費を見込んでいます。

(8) その他

維持補修費等を、過去の実績等を勘案して見込んでいます。

4. 歳入・歳出の見込み額

【歳入】

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
地 方 税	5,822	5,905	6,481	6,451	6,234
地 方 譲 与 税	575	811	399	397	374
各 種 交 付 金	1,241	1,219	1,140	1,116	1,072
地 方 交 付 税	3,442	4,122	3,818	4,143	4,490
分 担 金 及 び 負 担 金	231	216	221	270	283
使 用 料 及 び 手 数 料	192	167	163	166	170
国 庫 支 出 金	1,363	1,505	1,565	2,148	3,431
県 支 出 金	1,035	915	990	1,101	1,222
繰 入 金	1,673	487	684	368	75
諸 収 入 ・ そ の 他	1,167	1,064	1,213	1,044	969
地 方 債	1,068	744	716	1,331	1,874
歳 入 合 計	17,809	17,155	17,390	18,535	20,194

【歳出】

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人 件 費	4,649	4,393	4,471	4,359	4,239
扶 助 費	1,513	2,164	2,343	2,452	2,614
公 債 費	1,768	1,778	1,805	1,828	1,629
物 件 費	2,277	1,975	1,963	1,930	2,245
維 持 補 修 費	332	151	168	141	186
補 助 費 等	2,399	2,383	2,908	2,443	3,266
繰 出 金	1,539	1,567	1,509	1,905	2,052
積 立 金	20	530	43	108	431
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	27	18	17	23	38
普 通 建 設 事 業 費	2,595	1,333	1,465	2,703	2,667
災 害 復 旧 事 業 費	3	0	0	0	0
歳 出 合 計	17,122	16,292	16,692	17,892	19,367

(百万円)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
6,236	6,269	6,322	6,370	6,296	6,193
363	356	334	320	319	319
1,071	1,016	980	1,000	881	859
4,930	5,720	5,122	5,046	4,997	5,247
264	281	272	271	320	320
169	167	173	175	214	214
3,162	3,826	3,493	4,382	4,089	3,589
1,245	1,493	1,253	1,538	1,459	1,436
42	238	209	248	244	35
1,347	1,542	2,140	1,851	1,045	1,045
3,041	2,172	2,748	4,550	3,614	4,503
21,870	23,080	23,046	25,751	23,478	23,760

(百万円)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
4,185	4,078	3,970	3,912	3,969	3,922
3,306	3,605	3,607	3,698	3,959	4,125
1,558	1,557	1,589	1,691	1,873	1,975
2,289	2,370	2,356	2,406	2,694	2,766
166	169	236	156	103	287
2,205	2,039	2,189	2,544	2,365	2,340
2,302	2,427	2,285	2,266	2,424	2,318
1,014	1,229	1,668	2,252	1,241	1,226
22	24	21	24	24	24
3,805	3,485	3,614	5,998	4,826	4,777
0	468	139	0	0	0
20,852	21,451	21,674	24,947	23,478	23,760

【歳入】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地 方 税	6,185	6,178	6,079	6,068	6,058
地 方 譲 与 税	319	319	319	319	319
各 種 交 付 金	856	853	851	848	846
地 方 交 付 税	5,262	5,177	5,026	5,054	5,186
分 担 金 及 び 負 担 金	320	320	320	320	320
使 用 料 及 び 手 数 料	214	214	214	214	214
国 庫 支 出 金	3,640	3,929	3,746	3,403	3,562
県 支 出 金	1,448	1,496	1,473	1,426	1,456
繰 入 金	12	147	905	1,098	344
諸 収 入 ・ そ の 他	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
地 方 債	2,150	2,795	3,091	2,330	2,327
歳 入 合 計	21,451	22,473	23,069	22,125	21,677

【歳出】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人 件 費	3,873	3,857	3,841	3,825	3,809
扶 助 費	4,063	4,002	3,942	3,883	3,821
公 債 費	2,170	2,200	2,228	2,358	2,508
物 件 費	2,566	2,566	2,566	2,566	2,566
維 持 補 修 費	187	187	187	187	187
補 助 費 等	2,052	2,609	2,918	2,919	2,609
繰 出 金	2,339	2,378	2,402	2,393	2,380
積 立 金	474	0	0	0	0
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	24	24	24	24	24
普 通 建 設 事 業 費	3,703	4,650	4,961	3,970	3,773
災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	0	0
歳 出 合 計	21,451	22,473	23,069	22,125	21,677

(百万円)

平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
5,970	5,963	5,959	5,868	5,864
319	319	319	319	319
844	841	838	836	833
5,285	5,353	5,367	5,291	5,190
320	320	320	320	320
214	214	214	214	214
3,139	3,198	3,179	3,160	3,141
1,397	1,461	1,463	1,463	1,463
112	112	112	112	112
1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
1,177	940	940	940	940
19,822	19,766	19,756	19,568	19,441

(百万円)

平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
3,785	3,793	3,801	3,809	3,817
3,768	3,730	3,693	3,656	3,619
2,635	2,749	2,758	2,662	2,516
2,566	2,506	2,506	2,506	2,506
187	187	187	187	187
1,984	1,984	1,984	1,984	1,984
2,364	2,340	2,317	2,294	2,271
580	774	807	767	838
24	24	24	24	24
1,929	1,679	1,679	1,679	1,679
0	0	0	0	0
19,822	19,766	19,756	19,568	19,441

「小美玉市」新市建設計画
変更計画

平成26年12月

小美玉市

〒319-0192

茨城県小美玉市堅倉835番地

TEL : 0299-48-1111

FAX : 0299-48-1199